

平成26年度第1回花巻市介護保険運営協議会議事録

- 1 開催日時 平成26年8月28日(木)午後1時30分～午後2時30分
- 2 開催場所 花巻市南万丁目970番地5
花巻保健センター 2階 集団指導室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協議事項
 - (1) 第5期介護保険事業計画の実施状況について
 - (2) 第6期介護保険事業計画の策定について
- 5 会議に出席した委員は、次のとおりである。

委員	橋本純子
委員	鎌田政子
委員	伊藤成子
委員	朝倉千里
委員	狩野隆史
委員	佐々木一広
委員	高橋信夫
委員	伊藤芳江
委員	藤本莞爾
委員	高橋照幸
委員	熊谷雅順
委員	那須秀逸
委員	高橋修
委員	平澤智子
委員	小木田勇輝
委員	畠山良彦
委員	影山一男
委員	似内久展
- 6 会議を欠席した委員は、次のとおりである。
欠席者なし
- 7 会議に出席した職員は、次のとおりである。
健康福祉部長 佐々木 忍

健康福祉部長寿福祉課長	玉山	進
健康福祉部健康づくり課長	伊藤	徳明
健康福祉部長寿福祉課長補佐	菊池	司
健康福祉部長寿福祉課介護保険係長	松田	隆
健康福祉部長寿福祉課高齢福祉係長	坊澤	尚行
健康福祉部長寿福祉課主査	似内	泉
健康福祉部長寿福祉課上席主任	高橋	朱里

8 会議内容は、次のとおりである。

開会に先立ち、佐々木部長より新任の鎌田政子委員と平澤智子委員に辞令が交付された。

開 会

菊池課長補佐 委員18名全員出席のため、会議は成立している。

あいさつ

佐々木部長 今年度は第5期の最終年度。花巻市の高齢化率は平成24年度が29.5%だったが、昨年度は30%を超えた。第6期計画以降は団塊の世代が65歳以上になり、介護サービスの充実と保険料の抑制がより必要となってくる。本日の協議は、第5期の実施状況や第6期の計画策定に向け国が示したガイドラインの説明、ニーズ調査の内容報告となるため、具体的な討論は次回からとなる。

会長あいさつ

影山会長 今年度は第5期の完成年度。第6期の方向性を議論するため、各委員の意見を賜りたい。

議 長 花巻市介護保険運営協議会規則第4条第2項に基づき、会長が議長となる。

協 議

(1) 第5期介護保険事業計画の実施状況について（玉山課長が説明）

質疑応答

狩野委員 5ページの介護認定審査会の状況について。審査会の1回当たりの判定件数が多い。審査会の開催回数を増やす予定はないのか。

菊池課長補佐 今年度の審査会回数は100回を見込んでおり、1回当たり70件ほどをお願いしている。申請件数は年々増えており、判定を進めるためには、1回当たりの件数を増やすか、開催回数を増やすかどうかどちらかしかない。審査会の開催方法については委員皆さんの意見を聞いて考えていきたい。

影山会長 今の説明でよいか。

狩野委員 はい。

高橋（照）委員 3ページの介護サービスの給付状況について。受給者の割合が認定者の82.4%であり、認定を受けていてもサービスを利用していない人がある。介護保険以外のサービスを利用しているからなのか、使いたいサービスがないからなのか、その理由を把握しているか。

菊池課長補佐 サービスの受給に繋がっていないことについて。介護認定の申請や認定調査のときに、申請理由の聞き取りをしているが、今すぐにサービスを使う希望がない場合もあれば、住宅改修やデイサービスに行きたいなどのサービス利用を希望する場合もある。他のサービスを使っているかは分からないが、申請理由は主にこの2つである。

影山会長 要介護等認定者数について。3ページを見ると、1ページの人数には第2号被保険者が含まれていることが分かる。そのことについて1ページに記載があれば分かりやすい。第2号は若い方が対象なので、あまり増えていないと思うが、最近では若年性の認知症なども増加しているので、推移が分かれば教えてほしい。

松田係長 手元には平成24年度の数値しかないが、第2号被保険者は147人だった。

橋本委員 2ページの要介護等認定者数について。要支援2と要介護4の認定者数の増加率が高いが、その理由は。

玉山課長 詳細な分析はしていないが、要介護4については、5ページの新規申請者の認定状況を見ると、前年度より45件増加している。入退院などに伴い、新たに申請された方の状態が重なったと推測している。

影山会長 ほかになければ、次の協議に進む。

協 議

(2) 第6期介護保険事業計画の策定について (①②玉山課長、③菊池課長補佐が説明)

- ①国の基本指針及び総合事業のガイドラインについて
- ②計画策定スケジュールについて
- ③日常生活圏域ニーズ調査の結果について

質疑応答

影山会長 ガイドラインやニーズ調査について聞きたいことはあるか。第6期の原案を作成するにあたり、協議会でも議論を行うことになる。原案の協議はガイドラインに沿ったものでなければならない。特にご意見がなければ、ここで終了としたい。

9 閉 会 午後2時30分